

委員から出された主な意見
(第1回森林組合改革・林業事業体育成検討委員会)

- 森林組合のあり方について、まずは森林組合の担うべき役割を明確に整理すべき。
- 森林組合は、組合員のための組織であり、組合員に利益を還元することが重要。
- 森林所有者の施業についての合意形成等の主体となる組織は森林組合以外になく、森林組合は大きな役目をおっている。
- 市町村と森林組合が協力して、境界の確定に早急に手をつける必要がある。そのための経費が必要。
- 森林組合は、組合員全体の森林現況を把握して、どこでどのくらい整備する必要があるのか見える形にしていかななくてはならない。少なくとも年度当初に年間計画をたてるなど、計画的に施業を進めていくことが必要。
- 森林組合は森林施業プランナーとしての役割を主体とし、森林整備事業の作業部門はある程度切り離していいのではないか。
- 森林組合はこれまで経営基盤を強化することと、自分たちで施業を受託するという観点から、作業班を組織するという方向性で来ていた。今、作業班の分離ということになると、デメリットはどういうところに出てくるのか等熟慮しないといけない。
- 保育から利用へということで、高性能林業機械になると、作業員の職員化や外部に作業指示して発注するようなシステム化が必要であり、また、作業班の待遇改善も必要。
- 森林組合の透明性の確保については、補助金がどこから入ってどう流れたのかを明らかにするなどキャッシュフローの透明化をすべき。
- 組合の経営内容がわかる、記載する事業内容をシンプルでわかりやすいものとする、組合員にとって必要な情報がわかる事業報告書あるいは決算書の仕組みとしていくべき。
- 員外利用については、厳格に50%とすべき。組合員の森林をほったらかして別事業をやるのはだめ。
- 員外利用の過度の制限については、地域の林業情勢を踏まえないと混乱が生じる。早急な政策の転換により、経営の不安定化が起きないように検討すべき。

- 造林補助金には、ソフト部分（森林施業プランの作成）の諸経費、人件費等があまり見られておらず、森林組合が森林管理に特化するにしても、現状のままでは難しいのではないかと。その分をいかに担保するかが重要。
- 補助金を使って事業実行していく上では、少しでも切磋琢磨していくことが重要であり、イコールフットイングの問題がある。
- 民間事業体の育成、経営の安定には、3年ぐらい見通せる事業量の確保や零細な業者の協業化が重要。
- 民間事業体は利益を上げなければならないので、間伐作業などでは、伐採対象木以外も伐ってしまうように思われがちである。
- 森林組合共販は、量をまとめて価格交渉力を高めるという意味で、組合員の利益を守る立場の森林組合としては重要。